

軽四輪自動車等の税額

◎自動車検査証に記載されている『初度検査年月』に応じた税額が適用されます

軽自動車税(種別割)は賦課期日(毎年4月1日)現在、対象車両を所有している人に課税されます。

出世大名 家康くん



出世法師 直虎ちゃん



©浜松市

こちらを確認してください

※「初度検査年月」は、最初に車両番号の指定を受けた年月です。

自動車検査証										最大積載量		検査協会	
車両番号		交付年月日		初年度検査年月		用途		車体の形状					
浜松 580 ㇿ 8002		平成26年4月25日		平成19年4月		乗用		軽自動車		箱型			
車台番号		車重		最大積載量		車両総重量		長さ		幅		高さ	
AB12C-3456789		4人		910kg		1130kg		339cm		147cm		164cm	
車名		型式		原動機の型式		燃料の種類		前軸重		後軸重		型式認定番号	
×××		DEF-AB12C		G3H		ガソリン		0.65L		550kg		360kg	
使用者氏名又は名称		住所											
浜松 太郎		静岡県浜松市中区元目町120番地の1											
所有者氏名又は名称		使用者に同じ											
住所		使用者住所に同じ											
使用の本拠の位置		静岡県浜松市中区元目町120番地の1											
有効期間の満了する日		平成28年4月25日											

初度検査年月

平成27年
4月以降

平成24年4月～
平成27年3月

平成24年3月
以前※

車両区分			税額(年額)		
四輪 以上	乗用	自家用	10,800円	7,200円	12,900円
		営業用	6,900円	5,500円	8,200円
	貨物	自家用	5,000円	4,000円	6,000円
		営業用	3,800円	3,000円	4,500円
三輪			3,900円	3,100円	4,600円

燃費基準はこちらを確認してください

※初度検査年月から13年を経過した車両にはグリーン化(環境負荷の低減)のため税負担が重くなる重課税額が適用されます。

グリーン化特例(軽課)の税額

初度検査年月

令和6年4月～令和7年3月

乗用営業用

令和12年度
燃費基準90%達成車

令和12年度
燃費基準70%達成車

平成30年排出ガス基準50%低減又は
平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る

税額(年額)

3,500円

5,200円

電気自動車 天然ガス車

平成30年排出ガス基準適合又は
平成21年排出ガス基準10%低減達成車に限る

税額(年額)

乗用自家用 2,700円

乗用営業用 1,800円

貨物自家用 1,300円

貨物営業用 1,000円

「納税証明書(継続検査用)」についてお知らせがありますので裏面を必ずご確認ください



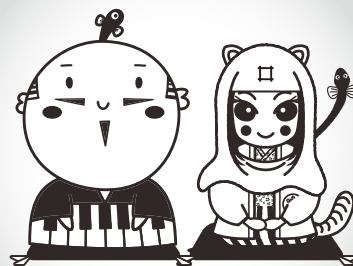
【お問い合わせ先】浜松市役所 財務部 市民税課 軽自動車税グループ

〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1 元目分庁舎1階
shiminze@city.hamamatsu.shizuoka.jp

☎053-457-2077

原動機付自転車 二輪車等の税額

出世大名 家康くん



出世法師 直虎ちゃん

©浜松市

軽自動車税(種別割)は賦課期日(毎年4月1日)現在、対象車両を所有している人に課税されます。

車両区分		税額(年額)
原動機付自転車	総排気量50cc以下 特定小型原動機付自転車 総排気量125cc以下かつ最高出力4Kw以下	2,000円
	総排気量90cc以下	2,000円
	総排気量125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車	総排気量125cc超 250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

※排気量に準じた電動バイクなども含みます。

口座振替を
ご利用の方へ

振替日 6月2日(月)

納税証明書(継続検査用)は、6月中旬頃に発送予定です。

※納税証明書(継続検査用)の郵送は今年度(令和7年度)をもって終了します。

- 振替口座の登録・変更は、WEBや金融機関窓口でお申込みいただくことができます。
詳しい申込方法は浜松市ホームページをご確認ください。

詳細は→



スマートフォン決済アプリ等で
納付する場合の注意点

納期限の6月2日(月)までに納付された場合は、
納税証明書(継続検査用)を7月上旬頃発送予定です。
※納税証明書(継続検査用)の郵送は今年度(令和7年度)をもって終了します。

車検時の

納税証明書(継続検査用)のお知らせ

継続検査(車検)で納税証明書の提示が **原則 不要!**

ジェンクス

- 軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)により、納付状況をオンラインで確認できるようになり、**継続検査(車検)での納税証明書の提示が、原則不要となりました。**
- 口座振替・キャッシュレス決済(スマートフォン決済アプリや地方税お支払いサイトでの納付)により納付された方の**納税証明書(継続検査用)の郵送は、今年度(令和7年度)をもって終了いたします。**
- 納付した直後で軽JNKSに納付情報が登録されていない場合や、対象車両に過去の未納がある場合などは、軽JNKSによる納付確認ができないため、紙の納税証明書が必要となる場合があります。